

遠野市浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱

制定	平成17年10月1日	遠野市告示第103号
一部改正	平成19年4月1日	遠野市告示第66号
一部改正	平成19年11月14日	遠野市告示第142号
一部改正	平成25年4月1日	遠野市告示第90号
一部改正	平成30年3月30日	遠野市告示第70号
一部改正	平成31年3月26日	遠野市告示第36号
一部改正	令和3年3月12日	遠野市告示第19号
一部改正	令和3年9月17日	遠野市告示第154号
一部改正	令和5年3月20日	遠野市告示第30号
一部改正	令和6年3月25日	遠野市告示第40号

(趣旨)

第1条 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図るため、浄化槽の設置整備事業を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、遠野市補助金交付規則（平成17年遠野市規則第65号。以下「規則」という。）及びこの告示により補助金を交付する。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽であつて、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率が90パーセント以上かつ放流水のBODが1リットル当たり20ミリグラム（日間平均値）以下の機能を有するものをいう。
- (2) 専用住宅 自己が所有し、又は共有し、かつ、自己が居住する住宅又は店舗等併用住宅（店舗、事務所その他これらに類する用途を兼ねるものをいう。）であつて、居住の用に供する面積が当該建物全体の面積の2分の1以上であるものをいう。
- (3) 新設 次のいずれかに該当する場合で、かつ、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認（以下「建築確認」という。）を必要とするものをいう。
 - ア 専用住宅を新築すると同時に浄化槽を設置する場合
 - イ 既存の専用住宅を解体し、当該敷地に専用住宅を新築すると同時に浄化槽を設置する場合
 - ウ 既存の専用住宅を増築すると同時に浄化槽を設置する場合であつて、当該増築により増加する既存の専用住宅の延床面積が10平方メートル以上である場合
 - エ 既存の専用住宅でない建物を専用住宅に増改築すると同時に浄化槽を設置する場合
- (4) 転換 次のいずれかに該当する場合で、かつ、建築確認を必要としないものをいう。
 - ア リフォーム（住宅の安全性、耐久性又は居住性を向上させるため、当該住宅及び住宅の一部の改修、修繕、補修、模様替え等を行うことをいう。以下同じ。）により、既存の専用住宅に附属するくみ取便槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第29条に規定する基準に適合するくみ取便所の便槽（簡易水洗式便所の便槽を含む。）をいう。以下同じ。）を撤去（くみ取便槽を完全に撤去することができない特別の事由があると認められ

る場合に限り、洗浄、消毒等の公衆衛生上必要な措置を適切に実施し、当該くみ取便槽を可能な限り撤去した上で、便槽としての機能を喪失させることをいうものとする。以下同じ。)すると同時に浄化槽を設置する場合

イ リフォームにより、既存の専用住宅に附属する単独処理浄化槽(浄化槽法の一部を改正する法律(平成12年法律第106号)附則第2条に規定するし尿のみを処理する構造の浄化槽をいう。)を撤去すると同時に浄化槽を設置する場合

ウ 既存の専用住宅を増築すると同時にくみ取便槽を撤去し、浄化槽を設置する場合であつて、当該増築により増加する既存の専用住宅の延床面積が10平方メートル未満である場合
(5) 宅内配管工事 転換に附帯して、浄化槽への流入管(便所、台所、洗面所、浴室等からの排水を流入させる管をいう。)及びます並びに浄化槽から住宅の敷地に隣接する側溝その他の放流先までの放流管を設置する工事をいう。

(対象区域)

第3条 補助事業の対象区域(以下「対象区域」という。)は、市の区域のうち下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の事業計画を定めた区域及び農業集落排水事業整備地区を除く区域とする。

(対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、対象区域において新設又は転換により専用住宅に5人槽、7人槽又は10人槽の浄化槽を設置しようとする者とする。ただし、既設の浄化槽の更新その他対象区域における汚水処理の未普及の解消につながらないと認められる場合又は法人が浄化槽を設置しようとする場合は、補助対象外とする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 浄化槽法第5条第1項の規定による設置の届出の審査又は建築確認を受けずに浄化槽を設置する者
- (2) 専用住宅の所有権を有しない者で、当該専用住宅の所有権者の承諾を得られないもの
- (3) 販売を目的として浄化槽付建築物を建築する者
- (4) 補助事業期間内に浄化槽の設置ができない者
- (5) 無登録又は無届出の浄化槽工事業者の設置工事により浄化槽を設置した者
- (6) 補助金の交付の決定の前に、補助事業に係る工事(くみ取便槽その他既存の附属設備の撤去工事又は宅内配管工事を含む。)を着工した者
- (7) 市税を滞納している者。この場合において、必要と認めるときは、補助金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)の同意を得た上で、公簿により当該申請者の市税の納付の状況を確認することができる。
- (8) 遠野市暴力団排除条例(平成24年遠野市条例第29号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表第1に定める額を限度額とする。

2 転換に附帯してくみ取便槽の撤去を行う場合は、90,000円(くみ取便槽の撤去費が90,000円未満であるときは、当該くみ取便槽の撤去費の額(1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。))を、別表第1に定める補助金の額に加算する。

3 転換に附帯して宅内配管工事を行う場合は、300,000円（宅内配管工事費が300,000円未満であるときは、当該宅内配管工事費の額（1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。））を、別表第1に定める補助金の額に加算する。

（交付申請）

第6条 申請者は、遠野市浄化槽設置整備事業費補助金交付申請書に別表第2に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（交付の決定及び通知）

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があった場合において、当該申請に係る書類等の審査を行った結果、補助金を交付すべきものと認められるときは、速やかに補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定をしたときはその決定の内容を、及び条件を付したものについてはその条件を、速やかに申請者に通知するものとする。

（変更承認申請等）

第8条 補助事業者（補助金の交付の決定を受けた者をいう。以下同じ。）は、補助金の申請内容を変更する場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、遠野市浄化槽設置整備事業変更（中止、廃止）承認申請書に別表第2に掲げる書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

3 次に掲げる変更については、軽微な変更として申請を省略することができるものとする。

(1) 浄化槽及び関連設備の位置の変更

(2) 型式適合認定を受けた浄化槽の機種の変更（同等以上の処理性能であり、かつ、人槽の変更を伴わないものに限る。）

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業完了後7日以内に、事業実績書に別表第2に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により提出された書類を受理したときは、当該書類の審査及び現地調査を行い、浄化槽設置工事の完成を確認するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第10条 補助事業者は、前条第2項の規定により浄化槽設置工事の完成が確認されたときは、遠野市浄化槽設置整備事業費補助金請求書に別表第2に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があった場合において、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、速やかに補助金を交付する。

（補助金交付の取消し）

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に既に補助金が交付されているときは、当該補助事業者に対し、期限を定めて補助金の返還を命ずることができる。

(提出書類及び提出期日)

第13条 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第2のとおりとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の遠野市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成5年遠野市告示第16号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（平成19年4月1日 遠野市告示第66号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年11月14日 遠野市告示第142号）

この告示は、平成19年12月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日 遠野市告示第90号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日 遠野市告示第70号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月26日 遠野市告示第36号）

(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の遠野市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る補助金の交付について適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月12日 遠野市告示第19号）

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の遠野市浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る補助金の交付について適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則（令和3年9月17日 遠野市告示第154号）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

附 則 (令和5年3月20日 遠野市告示第30号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示による改正後の遠野市浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱の規定は、施行日以後の申請に係る補助金の交付について適用し、施行日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則 (令和6年3月25日 遠野市告示第40号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示による改正後の遠野市浄化槽設置整備事業費補助金の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る補助金の交付について適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

別表第1 (第5条関係)

新設又は転換

人槽区分	補助金の限度額
5人槽	390,000円
7人槽	474,000円
10人槽	660,000円

別表第2 (第6条、第8条、第9条、第10条、第13条関係)

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第4条の規定による書類	1 遠野市浄化槽設置整備事業費補助金交付申請書	第1号	1部	対象浄化槽の設置工事に着手しようとする日の前日まで
	2 計画書	第2号	1部	
	3 収支予算書	第3号	1部	
	4 建築確認通知書の写し又は浄化槽設置届出書の写し		1部	
	5 浄化槽の構造図		1部	
	6 設置場所の配置図(浄化槽から放流水の放流先までの排水経路を明示したもの)		1部	
	7 専用住宅の所有権を有しない者は、当該専用住宅の所有権者の承諾書		1部	

	<p>9 その他市長が必要と認める書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くみ取便槽を完全に撤去することができない事由があると認められる場合にあっては、洗浄、消毒等の公衆衛生上必要な措置を適切に実施した状況が分かる写真 ・使用開始報告書 ・維持管理計画書 ・チェックリスト 		<p>各1部</p> <p>1部</p> <p>1部</p> <p>1部</p>	
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	------------------------------------------	--

様式第1号（別表第2関係）

遠野市浄化槽設置整備事業費補助金交付申請書

年 月 日

遠野市長 様

申請者 住所
氏名
(電 話)

年度において、遠野市浄化槽設置整備事業を実施したいので、遠野市補助金交付規則により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を申請します。

また、遠野市浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱第4条第2項第7号後段の規定により、市税の納付状況を市の担当者が確認することに同意します。

補助金交付申請額	金	円
(内訳)		
1 新設・転換	金	円
2 くみ取便槽撤去費	金	円
3 宅内配管工事費	金	円

振込先

金 融 機 関 名		
本 ・ 支 店 名		
口 座 種 別		
口 座 番 号		
口座名義人	フリガナ	
	口座名義	

備考 補助金交付申請額の内訳「1 新設・転換」は、該当する区分を丸印で囲むこと。

様式第2号（別表第2関係）

事業（変更）計画（実績）書

1 設置場所	
2 浄化槽の型式	名称
	認定番号
3 人槽区分	人槽（居住人数 人）
4 住宅区分	1 新設 2 転換（くみ取便槽撤去 あり ・ なし ） （宅内配管工事 あり ・ なし ）
5 事業費	円
	（内訳） 1 新設・転換 円 2 くみ取便槽撤去費 円 3 宅内配管工事費 円
6 専用住宅の所有区分	1 本人 2 共有（ 人） 3 その他（ ）
7 住宅の種類	1 一般住宅（延床面積 m ² ）
	2 店舗等併用住宅 （居住部分の面積 m ² ）
	（その他の面積 m ² ）
8 放流先	1 河川 2 道路側溝 3 その他
9 着手（予定）年月日	年 月 日
10 完了（予定）年月日	年 月 日
11 その他	

備考 事業の実施に当たって特別の事由がある場合は、その内容を「11 その他」に記載すること。

様式第3号（別表第2関係）

（変更）収支予算（精算）書

1 収入の部

区分	予 算 額 (変更予算額)	精 算 額 (変更前予算額)	備 考
市補助金	円	円	
内訳			
新設・転換	円	円	
くみ取便槽撤去費	円	円	
宅内配管工事費	円	円	
自己資金	円	円	
合 計	円	円	

2 支出の部

区分	予 算 額 (変更予算額)	精 算 額 (変更前予算額)	備 考
事業費	円	円	
内訳			
浄化槽設置工事費	円	円	
くみ取便槽撤去費	円	円	
宅内配管工事費	円	円	
合 計	円	円	

備考1 変更等の内容に応じ適宜補正して用いること。

2 「1 収入の部」の内訳「新設・転換」は、該当する区分を丸印で囲むこと。

様式第4号（別表第2関係）

遠野市浄化槽設置整備事業変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日

遠野市長 様

申請者 住所
氏名
(電 話)

年 月 日付け遠野市 第 号で補助金の交付決定の通知のあった
遠野市浄化槽設置整備事業の実施について、次のとおり変更（中止、廃止）したいので、遠野
市補助金交付規則により、関係書類を添えて、承認を申請します。

変更（中止、廃止）の理由

様式第5号（別表第2関係）

遠野市浄化槽設置整備事業費補助金請求書

年 月 日

遠野市長 様

申請者 住所
氏名
(電話)

年 月 日付け遠野市 第 号で補助金の交付決定の通知のあった
遠野市浄化槽設置整備事業が完了したので、遠野市補助金交付規則により、関係書類を添えて、
次のとおり補助金の交付を請求します。

補助金請求額 金 円
(内訳)
1 新設・転換 金 円
2 くみ取便槽撤去費 金 円
3 宅内配管工事費 金 円

振込先

金融機関名	
本・支店名	
口座種別	
口座番号	
口座名義人	フリガナ
	口座名義

備考 補助金請求額の内訳「1 新設・転換」は、該当する区分を丸印で囲むこと。